○国土交通省告示第二百七十七号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項及び気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四条の二第二項の規定に基づき、平成三年運輸省建設省告示第二号（洪水予報及び警報を行う河川並びに当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点及び担当官署）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日

国土交通大臣　前原　誠司

表石狩川水系の項中

「

石狩川	北海道旭川市神居古潭百六十六番地先の道道神納橋	海	納内、本町、奈井江大橋、石狩大橋、月形、篠路	北海道開発局札幌管区気象台
豊平川	北海道札幌市藻岩下二千四十四番の三地先の藻岩橋	石狩川への合流点	藻岩、雁来	
千歳川	北海道千歳市錦町一丁目十九番の一地先の千歳橋	石狩川への合流点	西越、裏の沢	
夕張川	北海道夕張郡由仁町字川端八百七十番の七地先の川端鉄道橋	石狩川への合流点	円山、清幌橋	
幾春別川	北海道三笠市桂沢七十八番地先	石狩川への合流点	藤松、西川向	
空知川	左岸　北海道空知郡南富良野町字金山事業区八十三林班地先、富士川合流点	左岸　北海道富良野市字島の下四千五百九十番地先	北海道開発局石狩川開発建設部	北海道開発局旭川開発建設部
	右岸　同町字金山一番の四十地先、富士川合流点	右岸　同市字信濃沢千二百八十六番の一地先	旭川地方気象台	
	左岸　北海道芦別市滝里町国有林芦別事業区三百九十一林班い小班地先	石狩川への合流点	赤平	北海道開発局札幌管区気象台
	右岸　同市同町同事業区三百五十四林班ろ小班地先			
雨竜川	北海道雨竜郡幌加内町字幌加内四百五十番の三地先の鉄道橋	石狩川への合流点	幌加内、多度志、雨竜橋	
忠別川	左岸　北海道上川郡東神楽町字志比内百八十二番一地先	石狩川への合流点	暁橋	北海道開発局旭川開発建設部旭川地方気象台
	右岸　同郡東川町千六十七番二地先			

」を

「天塩川水系の項中「北海道開発局旭川開発建設部留萌開発建設部旭川地方気象台」を「北海道開発局旭川開発建設部留萌開発建設部旭川地方気象台稚内地方気象台」に改める。」

」

石狩川	北海道旭川市神居古潭百六十六番地先の道道神納橋	海	納内、本町、奈井江大橋、石狩大橋、月形、篠路	北海道開発局札幌管区気象台
当別川	左岸　北海道石狩郡当別町栄町五十番地先	石狩川への合流点	篠路	
	右岸　同町幸町百二十二番地先			
豊平川	北海道札幌市藻岩下二千四十四番の三地先の藻岩橋	石狩川への合流点	藻岩、雁来	
月寒川	左岸　北海道札幌市白石区北郷二千三百四十四番地先	豊平川への合流点	雁来	
	右岸　同市同区川北二千三百十二番地先			
望月寒川	左岸　北海道札幌市白石区米里四条三丁目十番地先	月寒川への合流点	雁来	
	右岸　同市同区北郷二千三百四十四番地先			
篠津川	左岸　北海道江別市中島六百二十二番地先	石狩川への合流点	石狩大橋	
	右岸　同市篠津四十三番地先			
千歳川	北海道千歳市錦町一丁目十九番の一地先の千歳橋	石狩川への合流点	西越、裏の沢	
旧夕張川	左岸　北海道夕張郡長沼町三十区地先	千歳川への合流点	裏の沢	
	右岸　同道空知郡南幌町南二十一線西二十一番地先			
夕張川	北海道夕張郡由仁町字川端八百七十番の七地先の川端鉄道橋	石狩川への合流点	円山、清幌橋	
幾春別川	北海道三笠市桂沢七十八番地先	石狩川への合流点	藤松、西川向	
須部都川	左岸　北海道樺戸郡月形町市北九地先	石狩川への合流点	月形	
	右岸　同町市南五地先			
美唄川	左岸　北海道美唄市開発町北	石狩川への合流点	月形	
	右岸　同市同町桜井			
奈井江川	左岸　北海道空知郡奈井江町高島一区	石狩川への合流点	奈井江大橋	
	右岸　同町字キナウスナイ			

」に